

第4回
犯罪被害者等基本計画検討会

2000年衆議院議員総選挙
自民党選挙公約

附帯私訴の実現
刑事手続への参加の実現

岡村勲

平成17年6月27日

[「2000年衆院選」ページに戻る](#)

第42回衆議院議員総選挙

わが党の公約

自由民主党

目次

はじめに

一 景気対策と生活構造改革による豊かな国民生活と活力ある経済社会の実現

(一) 民需主導の本格的な景気回復の実現

(二) 中長期の日本経済の足腰を確かなものにする経済構造改革の断行

(三) 創業・ベンチャー支援に向けた中小企業政策等の新たな展開と地域経済の活性化

(四) 電子取引の安全性確保のための電子認証制度の創設

(五) 企業再編成の柔軟化

(六) 経済・産業や国民生活の中長期的な課題への的確な対応

(七) 経済のグローバル化に対応した国際経済社会の構築

二 消費者保護の強化により、国民が生き生きとして安心して暮らせる社会の構築

三 総合的な雇用対策の強力な推進

(一) 新規雇用の創出

(二) 雇用の安定及び迅速な就職の促進

(三) 職業能力を十分に発揮できる社会の実現

(四) 健康で安心して働けるゆとりある環境づくりの推進

(五) 多様な働き方を可能とする施策の充実

(六) 国際社会への積極的貢献の推進

四 二十一世紀に向けたくましく、あたたかみのある高齢社会の実現

(一) 将来にわたり安定的で効率的な社会保障制度の構築

(二) 介護保険の実施による介護不安の解消

(三) 安心できる医療制度の確立

(四) 将来とも安心できる年金制度の構築

(五) 「メディカル・フロンティア戦略」の策定とその総合的な推進

(六) 健康で安心できる国民生活の確保

(七) 社会福祉の活性化

(八) 障害者施策の充実

(九) 循環型社会を構築するための対策の充実

(十) リバースモーゲージ制度の創設と事業化の促進

五 少子社会に対応し、安心して子どもを生み育てられる社会づくりの推進

(一) 少子化社会対策基本法案の早期成立

(二) 子育て支援の総合的な推進

(三) 子育てと仕事の両立への支援

(四) 子育てを社会全体で支える文化の醸成

(五) 児童虐待問題への対応

六 男女共同参画社会の実現

七 科学技術創造立国と高度情報通信社会の実現

(一) 社会・経済・産業構造改革を実現し、豊かな未来を確実にする科学技術の推進

(二) 情報通信の高度化、郵便局ネットワークの活用によるわが国経済の新生と社会経済構造改革の推進

八 子どもや孫の世代を考えた環境保全型社会の創造

体の構造との関連につき考慮をしながら検討を進める必要があります。検察審査会の「起訴相当」の議決については、これに従い手続を進める制度の構築を目指します。

8 法曹一元化多様な経験を積み、広い視野と高い識見を備えた者を裁判官に登用する工夫が必要です。法律家が相互の協力の下に全体で司法制度を支えることにより、国民から信頼される司法を実現することが肝要です。法曹一元の前提条件は、未だ多くの点において整備されたとは到底言えません。新たな時代に向か、その条件整備に向けた建設的努力が重要です。当面は、現行制度を基本的に維持しつつ、弁護士任官の大幅増加のための制度改善、弁護士事務所や民間企業での長期研修をはじめとする判事補研修の一層の充実等の措置を講じます。

9 今後の司法制度改革二十一世紀の自由でかつ健全で活力のあるわが国社会を支える身体的インフラとして、国民の視点に立った世界に誇り得る優れた司法制度の構築に努めます。

(二) 犯罪被害者の保護・救済

司法は、犯罪被害者やその遺族の心情に適切に配慮した上で、手続きを進めるとともに、犯罪被害者やその遺族が被った被害について、早期かつ十分な回復を図るものでなければなりません。このような観点から、犯罪被害者の保護・救済の在り方についても国民の关心は大いに高まっています。わが国の刑事司法は、犯罪被害者やその遺族への配慮という観点からみて、これまで十分な役割を果たしてきたとはいえない。司法は、被害者の痛みを理解し、その心情に適切に配慮した上で、手続きを進めていかなければなりません。犯罪被害者とその遺族が被った肉体的・精神的、あるいは財産的な被害について、早期にかつ十分な回復を図る必要があります。今後、犯罪の複雑・多様化、悪質・巧妙化、低年齢化、大規模化、国際化が一層顕著になる中で、犯罪被害者の保護の強化を図ることは、重要な国民的課題です。まず、犯罪被害者への配慮という面では、これまで、犯罪被害者やその遺族には、起訴状の送達や公判期日の通知もなく、自ら刑事裁判に関わる手立てがほとんど与えられてきませんでした。現在、犯罪被害者の公判手続きの傍聴への配慮など具体的方策が整えられつつありますが、犯罪被害者やその遺族に対して、訴訟手続き内にしかるべき地位が与えられるよう、法改正を含め、その実現を図ります。また、刑事案件の公判記録の民事手続における利用など、犯罪被害者の被害回復に対する配慮も、これまで十分であったとはいえない。犯罪による被害の早期かつ十分な回復を図るための措置についても、附帯私訴制度を含め、幅広い視点から、具体的に検討し、早急に結論を得て、犯罪被害者の保護・救済態勢を充実させます。

(三) 少年法の改正

十七歳の少年によるバスジャック事件など、少年による凶悪重大事件が続発し、少年犯罪問題への対応が重要な国民的課題となっています。残念ながら、先の国会においては、政府提出の少年法改正案は審議未了廃案となりました。わが党は、早急に少年法の抜本的改正案を取りまとめ、その早期成立を図ります。「少年の健全育成」という少年法の基本理念は今後とも堅持すべきですが、罪を犯せば罰せられるとの法規範を明示し、犯罪を抑止する必要があります。少年に責任を自覚させることが重要であるとの見地から、少年法の見直しを行います。刑法は、十四歳以上の者について刑事责任能力を認めていますが、少年法は刑事処分可能な年齢を十六歳以上と定めています。これを引き下げ、少年法上の年齢制限を撤廃します。殺人等極めて凶悪重大な犯罪については、原則として、刑事処分相当として逆送する制度を新設します。少年に対する無期刑については、七年を経過すれば仮出獄が可能とされていますが、仮出獄が可能となる期間を見直します。また、少年犯罪の被害者の立場を尊重し、一定の範囲で少年審判、公判手続に関与できるよう、必要な措置を講じます。少年非行の原因・背景として、親の教育・しつけの在り方の問題があることから、親の責任を理念的に明記する規定を設けます。

(四) 不法滞在外国人対策と社会の要請に応える外国人の受け入れ

強力かつ効果的な不法滞在外国人対策を実施し、社会の安全と秩序を維持しながら、人権尊重の理念の下で、社会の要請に応える外国人の受け入れを推進することにより、日本人と外国人が共生する